**関市防犯カメラ設置事業補助金申請要領**

市は、市内の公共空間における犯罪を未然に防ぎ、安全で安心なまちづくりを目指すため、自主防災組織や自治会等の公共的団体が防災カメラを設置する際の補助制度があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 対　象　者 | 公共的団体（自主防災組織、自治会　等）  ・市内の一定の区域において、良好な地域社会の形成のために活動を行って  いること  ・防犯カメラの撮影範囲内における建物等の所有者の同意を得ていること  ・継続して6年以上防犯カメラを設置すること  ・規約によって団体の存在が明確にされていること  ・道路交通法等の法令に基づく許可等が必要である場合、当該許可を受けて  いること |
| 交 付 回 数 | １団体について、**１年度につき１回**（防犯カメラの設置数は自由） |
| 対象となる経費 | 事業に要する経費のうち、防犯カメラの購入費、リース料及び設置費、防犯カメラの表示板の購入及び設置費。  ※次の経費は対象外です。  　・維持費、管理費  　・地代、占用料  　・操作指導料  　・設置に伴い必要となる機器等の移設費、撤去費  　・道路交通法等の法令に基づく許可等が必要である場合の、手数料 |
| 補 助 金 額 | 対象経費の合計額の2分の1（1,000円未満切捨）、上限200,000円。  ※国、県その他の団体から補助金等の交付を受けているときは、その補助金を除いた自己負担額の2分の1を補助します。 |
| 申　 　請 | 事前（開庁日）に危機管理課へ申請を行ってください。  **※設置した後の申請は受付できません。** |

・　補助金は関市の予算範囲内となります。（１２月までに申請してください）

・　申請書は危機管理課窓口または、関市HP内からダウンロードできます。

Q&A

①防犯カメラのリース料は、防犯カメラを利用している間補助金として支給されますか。

初年度のみ対象となります。当該年度のリース料のみ補助対象となり、翌年は対象となりません。

②1年度につき10台設置した場合、補助金額はどうなりますか。

何台設置するかにかかわらず、対象経費の2分の1（上限20万円）となります。

③防犯カメラ設置に伴う他の団体の補助金を受けた場合の関市の補助金の計算は。

例）補助対象経費が30万円、他の団体の補助金額が15万円のとき、差額15万円の2分の1が関市の補助金額（7万5千円）となります。

【照会先】関市危機管理課　防災係

　　　　　TEL0575-23-7048/FAX0575-24-4119